

新規講習のご案内

会員事業所からのご要望もあり、次の講習を追加実施することといたしました。近隣では実施しておりませんので、該当する事業所は、この機会にぜひ受講の検討をお願いします。

どちらも、「危険場所」や「作業内容」が法令等で定められています。該当するかどうかご不明の場合には、お問い合わせください。

12月

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育は、酸欠や硫化水素中毒の危険を伴う作業に従事する労働者を対象とした教育で、酸欠や硫化水素中毒の危険性、予防対策、救急措置を学び、災害を未然に防止するための学習を行います。

対象者は、法令(労働安全衛生法施行令別表)で定められた「危険場所」での労働者となり、特別教育を受講しなければ作業に就くことができません。

対象となる業種は、建設業、製造業、清掃業、食品製造業など広範囲にわたり、発生すると死亡率の高い災害となり非常に危険ですので、必ず受講をお願いします。

(1日講習)

1月

騒音障害防止管理者(作業従事者)講習

令和5年4月に、騒音障害防止のためのガイドラインが改定され、騒音を発する作業場(ガイドライン別表)で労働者に作業を行わせる事業所では、騒音障害防止対策のための「管理者」を選任して、必要な措置を講じることとされました。

管理者は、一般的に衛生管理者、安全衛生推進者、職長などの中から選任されますが、その選任にあたっては、改定ガイドラインに示された労働衛生教育を受講することが推奨されています。

騒音下で長期間業務を続けると、騒音性難聴に至る恐れがあり、聴力回復は困難となりますので、管理者や騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育の実施をお願いします。

(半日講習)



詳細が決定しましたら、メール・ホームページでお知らせします。